

長野市水道施設再整備計画作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「長野市水道施設再整備計画作成業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務等の名称

長野市水道施設再整備計画作成業務委託

(2) 業務の目的

近年、人口減少に伴う水需要、大きな自然災害への備え及び水質問題や取水問題をはじめとする水道を取りまく状況に大きな変化が生じている。また、上下水道局では現在、上田長野地域の水道事業広域化を検討しており、市外を水源とした連絡管の整備も想定されている。

このような状況を踏まえ、将来を見据え効率的な水運用を再構築するとともに、耐震化及び老朽化した施設の更新を、施設の統廃合やダウンサイジング等の方法により、将来需要に見合った適正な規模で経済的に実施することを目的とした、水道施設の再整備計画を作成するもの

(3) 業務内容

業務内容は、次に掲げるものを「主要な業務」とし、詳細は別紙「長野市水道施設再整備計画作成業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める。

ア 水需要予測

イ 現況把握

ウ 水運用の再構築及び再整備計画

エ 最適管網計算

オ 概算事業費の算出

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

(5) 事業費の上限額 28,292千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※事業費の上限額は、長野市上下水道局の令和6年度当初予算（案）に基づくものであり、事業実施には長野市議会による議決が前提となります。また、契約時に同額による契約締結を保証するものではありません。

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

第3 本業務は、事業者の専門的な知識、実績、経験及び高度な技術力が求められることから、価格以外の要素を含めた総合的な観点から判断して優先交渉権者を選定するプロポーザル方式とする。

2 選定方式は、技術提案書及びプレゼンテーションにより、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

(実施スケジュール)

第4 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) 実施の公告 令和6年3月1日(金)
- (2) 質疑の受付 令和6年3月8日(金)午後5時まで
- (3) 質疑に対する回答 令和6年3月13日(水)(予定)
- (4) 参加申込書及び技術提案書の受付 令和6年3月29日(金)午後5時まで
- (5) 参加者の資格審査及び結果通知 令和6年4月3日(水)
- (6) プレゼンテーションの実施 令和6年4月10日(水)(予定)
- (7) 技術提案書及びプレゼンテーションによる提案内容の評価、優先交渉権者の決定
令和6年4月中旬(予定)
- (8) 仕様の協議及び見積 令和6年4月中旬(予定)
- (9) 契約締結 令和6年4月下旬(予定)

2 前項のスケジュールは、事業者選定委員会において必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第5 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 一般的(共通)事項

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(昭和60年5月1日制定)及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準(平成18年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

キ 長野市内に本店、営業所、支店又は事務所を有すること。

(2) 本業務の遂行のために必要な事項

ア 建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」に登録されていること。

イ 元請として、過去10年以内に、給水人口25万人以上の水道事業体における、施設の統廃合の検討を含む基本計画、水道ビジョン、施設整備計画、経営戦略又はそれに類するものの作成、更新又は見直しに係る業務の実績を有すること。

(3) 技術者の条件

ア 管理技術者として次の技術者を配置

- ・技術士(上下水道部門/上水道及び工業用水道)資格を有するもの

イ 照査技術者として次の技術者を配置

- ・技術士（総合技術監理部門／上下水道－上水道及び工業用水道）資格を有するもの
- ウ 管理技術者と照査技術者は兼務不可

（質疑及び回答）

第6 質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付し「第13 事務局」宛てに送信した上、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期限

令和6年3月8日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

質問書（様式1）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。

(4) 回答日

令和6年3月13日（水）予定

(5) その他

- ア 電話による質問、口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。
- イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。
- ウ 電子メールの件名は「長野市水道施設再整備計画作成業務委託に関する質問」とすること。

（提出書類）

第7 提出書類は、次のとおりとする。

(1) 参加申込書

ア 参加申込書（様式2）

- ・ 正本は社印（団体印）及び代表者印を押印すること。

イ 参加資格要件資料（様式3）

- ・ 建設コンサルタント等登録状況
- ・ 同種又は類似業務の実績（施設統廃合の検討を含むもの）
- ・ 配置技術者

ウ 契約書・特記仕様書・テクリス等の写し（イが確認できるもの）

(2) 技術提案書

ア 技術提案書（様式4）

- ・ 正本は社印（団体印）及び代表者印を押印すること。

イ 技術資料（様式5）

- ・ 同種又は類似業務の実績（※参加資格要件資料2に記載すること。）
- ・ 保有する技術職員の状況
- ・ 当該業務の実施体制

ウ 契約書・特記仕様書・テクリス等の写し（イが確認できるもの）

エ 技術提案（様式自由）

技術提案を求める具体的な内容は以下の事項とし、分かりやすく簡潔に記載し、5 ページ以内にまとめること（プレゼンテーションでは別途資料でも可）。

- ・水道施設再整備計画の実施方針（コンセプト）
- ・現況と課題の把握
- ・課題解決へのプロセスと工夫
- ・作業スケジュールと進捗管理に向けた提案

オ 提案見積書（様式自由）

(3) 提出部数

- ア 正本 1 部
- イ 副本 12部（正本の複製とする。）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、長野市上下水道局への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(5) 提出期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）午後 5 時まで

(6) 提出場所 「第13 事務局」と同じ。

(7) その他

- ア 1 事業者が複数の提案をすることは認めない。
- イ 指定の様式によらないもの、必要書類が整っていないもの及び提出期限を過ぎたものは、受け付けない。
- ウ 共同企業体での申込みは受け付けない。

（参加資格の審査及び結果通知）

第 8 参加申込書を提出した者には、資格要件の全てを満たしているか否かを審査し、参加資格が満たない場合のみ、令和 6 年 4 月 3 日（水）までに参加申込書（様式 2）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

（提案内容の審査及び結果通知）

第 9 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された技術提案書に対する補足説明及び質疑応答を求め、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和 6 年 4 月 10 日（水）予定
（詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。）

イ 実施場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所
（詳細な場所については、各提案者へ事前に通知する。）

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

(2) 技術提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市水道施設再整備計画事業者選定委員会」において審査する。

ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表 1」の評価基準に基づき

採点する。

イ 技術提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、「別表2」のとおりとする。

ウ 合計得点の算出方法

(ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

(ウ) 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

エ 優先交渉権者の決定

最低基準点（最高得点の60%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者として決定する。

(3) 各提案者には、選定後速やかに参加申込書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで審査結果等を通知する。

(仕様の協議及び見積)

第10 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

(1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

(3) 契約内容は、仕様書及び技術提案書に基づき、長野市上下水道局と受注者が協議の上、決定する。

(4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。

(5) 長野市上下水道局は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取扱い)

第11 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が長野市上下水道局へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。

(5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(その他)

第12 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

(1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日

本国通貨とする。

- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第13の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第5の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加若しくは遅れた者
 - ウ 技術提案書において、第2の「業務の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正若しくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者
- (6) 参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更できない。
- (7) 本プロポーザルは参加業者が1社でも成立するものとする。

(事務局)

第13 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市上下水道局水道整備課計画担当（長野市役所第二庁舎9階）

担当者：小池、寺口

電話：026-224-8373（直通）

FAX：026-224-5114

e-mail：suisseibi@city.nagano.lg.jp

別表1 提案内容の評価基準

段階	提案内容の評価基準	15点満点	10点満点	5点満点
A	非常に優れている	15点	10点	5点
B	優れている	12点	8点	4点
C	どちらかと言えば優れている	9点	6点	3点
D	平凡である	6点	4点	2点
E	劣っている	3点	2点	1点

別表2 技術提案項目一覧

内容	項目	記載内容	配点
経験・実績	会社の業務実績等	・同種、類似業務の実績(上限10件) ・技術職員の保有数	10点
	配置技術者の資格・業務経歴	・必要な専門分野の資格 ・業務経歴	10点
	配置技術者の同種、類似業務実績	同種、類似業務の実績(上限10件)	5点
技術提案	水道施設再整備計画の実施方針(コンセプト)	中長期的な視野に立ち将来を見据えた、効率的・効果的な水道施設再整備計画の作成に向けての提案	15点
	現況と課題の把握	現況と課題の把握へのアプローチ方法と工夫	10点
	課題解決へのプロセスと工夫	課題及び統廃合に係る合意形成に向けて、検討を円滑に行い、解決に導くための工夫	15点
	作業スケジュールと進捗管理に向けた提案	本業務の進捗を管理する上での適切な体制、スケジュールの提案	10点
プレゼンテーション	プレゼンテーションによる技術力や意欲の判断		15点
価格	提案見積書の価格	業務委託の見積	10点
合計			100点